

久留米市指定介護予防通所サービスにおける第1号事業支給費の額等を定める要綱

(趣旨)

第1条 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。）第140条の63の2第1項第1号に基づき久留米市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則に定める指定介護予防通所サービスの第1号事業支給費の額のほか、必要な事項を次のように定める。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、介護保険法（平成9年法律第123号。）、久留米市指定介護予防通所サービスの人員、設備及び運営並びに指定介護予防通所サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する要綱（平成29年3月31日介保第3234号。）で使用する用語の例による。

(指定介護予防通所サービスに要する第1号事業支給費の額)

第3条 指定介護予防通所サービスに要する第1号事業支給費の額は、別表第1から別表第3までに定める単位数に1単位の単価を乗じて算定した額の100分の90に相当する額とする。

2 利用者が第一号被保険者であって市長が定めるところにより算定した所得の額が市長が定める額以上である場合（第4項に規定する場合を除く。）において、前項の規定を適用する場合においては、同項の規定中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

3 前項の市長が定めるところにより算定した所得の額及び市長が定める額については、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下この条において「政令」という。）第29条の2第1項の規定の例による。

4 利用者が第一号被保険者であって市長が定めるところにより算定した所得の額が前項の市長が定める額を超える市長が定める額以上である場合において、第1項の規定を適用する場合においては、同項の規定中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。

5 前項の市長が定めるところにより算定した所得の額及び市長が定める額については、政令第29条の2第2項の規定の例による。

(1単位の単価)

第4条 前条の1単位の単価は、10円とする。

(端数処理)

第5条 前2条の規定により第1号事業支給費の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

(実施上の留意事項)

第6条 指定介護予防通所サービスに要する第1号事業支給費の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項については、市長が別に定める。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

指定介護予防通所サービスにおける基本報酬単位数表

区分	単位数	算定要件
介護予防通所サービス費	1回につき (1)事業対象者 436単位 (2)要支援1 436単位 (3)要支援2 447単位	介護予防サービス計画等において指定介護予防通所サービスが必要とされた利用者に対して、指定介護予防通所サービス事業所において、指定介護予防通所サービスを行った場合に、利用者の状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。この場合において、1か月に(1)及び(2)は4回、(3)は久留米市指定元気向上通所サービスにおける第1号事業支給費の額等を定める要綱（平成29年3月31日介保第3329号。以下「指定元気向上通所サービス第1号事業支給費要綱」という。）別表第1(1)ウ及び(2)ウと合わせて8回を限度として算定する。 ただし、事業所の定員を超過する利用者を受け入れて実施する場合（以下「定員超過利用」という。）、又は看護職員又は介護職員の配置数が第5条に定める基準上満たすべき員数を下回っている場合（以下「人員基準欠如」という。）は、所定単位数の100分の70に相当する単位数とする。 なお、1か月に(1)及び(2)は4回、(3)は指定元気向上通所サービス第1号事業支給費要綱別表第1(1)ウ及び(2)ウと合わせて8回を限度として算定する。
共生型介護予防通所サービスを行う場合（事業対象者）	指定生活介護事業所 が行う場合 1回につき 405単位	共生型介護予防通所サービス（久留米市指定介護予防通所サービスの人員、設備及び運営並びに指定介護予防通所サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する要綱第42条の2に規定する共生型介護予防通所サービスをいう。以下同じ。）の事業を行う指定生活介護事業者（ <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準</u> （平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第78条第1項に規定
	指定自立訓練事業所 が行う場合 1回につき 414単位	
	指定児童発達支援事業所 が行う場合 1回につき 392単位	

共生型介護予防通所サービスを行う場合 (要支援1)	指定放課後等デイサービス 事業所が行う場合 1回につき392単位	する指定居宅介護事業者をいう。)が当該事業を行なう事業所において共生型介護予防通所サービスを行なった場合は、所定単位数の100分の93に相当する単位数を算定し、共生型介護予防通所サービスの事業を行なう指定自立訓練(機能訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第 <u>156</u> 条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)又は指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第 <u>166</u> 条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)が当該事業を行なう事業所において共生型介護予防通所サービスを行なった場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定し、共生型介護予防通所サービスの事業を行なう指定児童発達支援事業者(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準)(平成24年厚生労働省令第15号)。以下この条において「指定通所支援基準」という。)第 <u>5</u> 条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この注において同じ。)を通わせる事業所において指定児童発達支援(指定通所支援基準第 <u>4</u> 条に規定する指定児童発達支援をいう。)を提供する事業者を除く。)が当該事業を行なう事業所において共生型介護予防通所サービスを行なった場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、共生型介護予防通所サービスの事業を行なう指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準第 <u>66</u> 条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第 <u>65</u> 条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)を提供する事業者を除く。)が当該事業を行なう事業所において共生型介護予防通所サービスを行なった場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。
	指定生活介護事業所 が行う場合 1回につき405単位	
	指定自立訓練事業所 が行う場合 1回につき414単位	
	指定児童発達支援事業所 が行う場合 1回につき392単位	
共生型介護予防通所サービスを行う場合 (要支援2)	指定放課後等デイサービス 事業所が行う場合 1回につき392単位	する指定居宅介護事業者をいう。)が当該事業を行なう事業所において共生型介護予防通所サービスを行なった場合は、所定単位数の100分の93に相当する単位数を算定し、共生型介護予防通所サービスの事業を行なう指定自立訓練(機能訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第 <u>156</u> 条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)又は指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第 <u>166</u> 条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)が当該事業を行なう事業所において共生型介護予防通所サービスを行なった場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定し、共生型介護予防通所サービスの事業を行なう指定児童発達支援事業者(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準)(平成24年厚生労働省令第15号)。以下この条において「指定通所支援基準」という。)第 <u>5</u> 条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この注において同じ。)を通わせる事業所において指定児童発達支援(指定通所支援基準第 <u>4</u> 条に規定する指定児童発達支援をいう。)を提供する事業者を除く。)が当該事業を行なう事業所において共生型介護予防通所サービスを行なった場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、共生型介護予防通所サービスの事業を行なう指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準第 <u>66</u> 条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第 <u>65</u> 条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)を提供する事業者を除く。)が当該事業を行なう事業所において共生型介護予防通所サービスを行なった場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。
	指定生活介護事業所 が行う場合 1回につき416単位	
	指定自立訓練事業所 が行う場合 1回につき425単位	
	指定児童発達支援事業所 が行う場合 1回につき402単位	
	指定放課後等デイサービス 事業所が行う場合 1回につき402単位	

(備考)

- 1 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護又は短期集中通所サービスを受けている間は、介護予防通所サービス費は算定しない。
- 2 利用者の状態区分が、事業対象者又は要支援1である場合、当該利用者が元気向上通所サービスを受けている間は、介護予防通所サービス費は算定しない。

別表第2（第3条関係）

指定介護予防通所サービスにおける減算報酬単位数表

(1) 高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数	久留米市指定介護予防通所サービスの人員、設備及び運営並びに指定介護予防通所サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する要綱第32条の2に規定する基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
(2) 業務継続計画未策定減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数	久留米市指定介護予防通所サービスの人員、設備及び運営並びに指定介護予防通所サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する要綱第25条の2に規定する基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。 なお、令和7年3月31日までの間は、適用しない。ただし、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害対策に関する具体的計画を策定していない場合は、この限りでない。
(3) 同一建物減算	1回につき 94単位	指定介護予防通所サービス事業所と同一建物に居住する者又は指定介護予防通所サービス事業所と同一建物から当該指定介護予防通所サービスに通う者に対し、指定介護予防通所サービスを行った場合は、1回につき94単位を減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。
(4) 送迎を行わない場合の減算	片道につき 47単位	利用者に対して、その居宅と指定介護予防通所サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位を所定単位数から減算する。ただし、同一建物減算を算定している場合は、この限りでない。

別表第3（第3条関係）

指定介護予防通所サービスにおける加算報酬単位数表

	区分	単位数	算定要件
(1)	生活機能向上 グループ活動 加算	1か月につき 100単位	<p>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出で、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。</p> <p>イ 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他指定介護予防通所サービス事業所の介護予防通所サービス従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した通所型サービス計画を作成していること。</p> <p>ロ 通所型サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。</p> <p>ハ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。</p>
(2)	栄養アセスメント加算	1か月につき 50単位	<p>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た通所型サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。</p> <p>イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。</p> <p>ロ 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（(4)において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメ</p>

			<p>ントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。</p> <p>ハ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。</p> <p>ニ 定員超過利用及び人員基準欠如に該当していないこと。</p>
(3)	栄養改善加算	1か月につき 200単位	<p>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合。</p> <p>イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。</p> <p>ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。</p> <p>ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。</p> <p>ニ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。</p> <p>ホ 定員超過利用及び人員基準欠如に該当していないこと。</p>

	ア 口腔機能向上加算（Ⅰ）	1か月につき 150単位	<p>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>ア 口腔機能向上加算（Ⅰ）</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。 (イ) 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。 (ウ) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。 (エ) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。 (オ) 定員超過利用及び人員基準欠如に該当していないこと。 <p>イ 口腔機能向上加算（Ⅱ）</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) ア(ア)から(オ)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 (イ) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
(4)	イ 口腔機能向上加算（Ⅱ）	1か月につき 160単位	

(5)	一体的サービス提供加算	1か月につき 480単位	<p>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所サービス事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合。ただし、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は算定しない。</p> <p>(ア) 栄養改善加算及び口腔機能向上加算の基準に適合しているものとして市長に届け出て栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを実施していること。</p> <p>(イ) 利用者が指定介護予防通所サービスの提供を受けた日において、当該利用者に対し、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうちいずれかのサービスを行う日を、1か月につき2回以上設けていること。</p>
(6)	若年性認知症利用者受入加算	1か月につき 240単位	受け入れた若年性認知症利用者（40歳以上65歳未満）ごとに個別の担当者を定めているものとして市長に届け出た指定介護予防通所サービス事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防通所サービスを行った場合に算定する。
(7)	ア サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1か月につき 事業対象者 88単位 要支援1 88単位 要支援2 176単位	<p>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所サービス事業所が利用者に対し指定介護予防通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>ア サービス提供体制強化加算（Ⅰ）</p> <p>(ア) 以下のいずれかに適合すること。</p> <p>(1) 指定介護予防通所サービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。</p> <p>(2) 指定介護予防通所サービス事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。</p>
	イ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1か月につき 事業対象者 72単位 要支援1 72単位 要支援2 144単位	<p>(イ) 定員超過利用及び人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>イ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）</p> <p>(ア) 指定介護予防通所サービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。</p> <p>(イ) ア(イ)の基準に適合すること。</p>
	ウ サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1か月につき 事業対象者 24単位 要支援1 24単位 要支援2 48単位	

			<p>ウ サービス提供体制強化加算（Ⅲ）</p> <p>(ア) 以下のいずれかに適合すること。</p> <p>(1) 指定介護予防通所サービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。</p> <p>(2) 指定介護予防通所サービスを利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。</p> <p>(イ) ア(イ)の基準に適合すること。</p>
(8)	生活機能向上連携加算（Ⅰ）	1か月につき 100単位 (3月に1回を限度とする)	<p>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、アについては、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1か月につき、イについては1か月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>ア 生活機能向上連携加算（Ⅰ）</p> <p>(ア) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。)の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下「理学療法士等」という。）の助言に基づき、当該指定介護予防通所サービス事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」という。）が共同して、利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。</p>
	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	1か月につき 200単位	<p>(イ) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。</p> <p>(ウ) (ア)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3か月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練</p>

		<p>計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。</p> <p>イ 生活機能向上連携加算（II）</p> <p>(ア) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、指定介護予防通所サービス事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して、利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。</p> <p>(イ) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。</p> <p>(ウ) (ア)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3か月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。</p>
--	--	--

(9)	口腔・栄養スクリーニング加算（I）	1回につき 20単位	<p>次に掲げるいずれの基準にも適合している指定介護予防通所サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6か月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。</p> <p>ア 口腔・栄養スクリーニング加算（I）</p> <p>(ア) 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の状態に関する情報（当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する担当職員及び介護支援専門員に提供していること。</p> <p>(イ) 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する担当職員及び介護支援専門員に提供していること。</p> <p>(ウ) 定員超過利用及び人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>(エ) 算定日が属する月が、次に掲げる基準のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(1) 栄養アセスメント加算を算定している間である又は当該利用者が栄養改善加算若しくは一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月（栄養状態のスクリーニングを行った結果、栄養改善サービスが必要であると判断され、栄養改善サービスが開始された日の属する月を除く。）であること。</p> <p>(2) 当該利用者が口腔機能向上加算若しくは一体的サービス提供加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月（口腔の健康状態のスクリーニングを行った結果、口腔機能向上サービスが必要であると判断され、口腔機能向上サービスが開始された日の属する月を除く。）であること。</p>
	口腔・栄養スクリーニング加算（II）	1回につき 5単位	

			<p>(オ) 他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していないこと。</p> <p>イ 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）</p> <p>(ア)又は(イ)のいずれかに適合すること。</p> <p>(ア) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) ア(ア)及び(ウ)に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(2) 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している間である又は当該利用者が栄養改善加算若しくは一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月（栄養状態のスクリーニングを行った結果、栄養改善サービスが必要であると判断され、栄養改善サービスが開始された日の属する月を除く。）であること。</p> <p>(3) 算定日が属する月が、当該利用者が、口腔機能向上加算若しくは一体的サービス提供加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月ではないこと。</p> <p>(イ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) ア(イ)及び(ウ)に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(2) 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算若しくは一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月ではないこと。</p> <p>(3) 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算若しくは一体的サービス提供加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月（口腔の健康状態のスクリーニングを行った結果、口腔機能向上サービスが必要であると判断され、口腔機能向上サービスが開始された日の属する月を除く。）であること。</p> <p>(4) 他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していないこと。</p>
(10)	科学的介護推進体制加算	1か月につき 40単位	次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所サービス事業所が、利用者に対し指定介護予防通所サービスを行っ

			<p>た場合。</p> <p>イ 利用者ごとのADL値（ADLの評価に基づき測定した値をいう。）、栄養状態、口腔機能、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。）の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。</p> <p>ロ 必要に応じて通所型サービス計画を見直すなど、指定介護予防通所サービスの提供に当たって、イに規定する情報その他指定介護予防通所サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。</p>
(11)	ア 介護職員 <u>等</u> 処遇改善 加算 (I)	別表第1、別表第2及びこの表の(1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の <u>92</u> に相当する単位数	厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第48号に相当する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所サービス事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数に加算する。ただし、左に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、左に掲げるその他の加算は算定しない。
	イ 介護職員 <u>等</u> 処遇改善 加算 (II)	別表第1、別表第2及びこの表の(1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の <u>90</u> に相当する単位数	
	ウ 介護職員 <u>等</u> 処遇改善 加算 (III)	別表第1、別表第2及びこの表の(1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の <u>80</u> に相当する単位数	
	エ 介護職員 <u>等</u> 処遇改善 加算 (IV)	<u>別表第1、別表第2</u> <u>及びこの表の(1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数</u>	
(12)	ア 介護職員 <u>等</u> 処遇改善 加算 (V) (1)	<u>別表第1、別表第2</u> <u>及びこの表の(1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数</u>	<u>令和7年3月31日までの間、厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）第48号に相当する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所サービス事業所((11)の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、指定介護予防通所サー</u>
	イ 介護職員	別表第1、別表第2	

	<u>等処遇改善加算（V）</u> <u>(2)</u>	及びこの表の(1)から(10)までにより算定した単位数の 100 分の 76 に相当する単位数	ビスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数に加算する。ただし、左に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、左に掲げるその他の加算は算定しない。
	<u>ウ 介護職員等処遇改善加算（V）</u> <u>(3)</u>	別表第1、別表第2 及びこの表の(1)から(10)までにより算定した単位数の 100 分の 79 に相当する単位数	
	<u>エ 介護職員等処遇改善加算（V）</u> <u>(4)</u>	別表第1、別表第2 及びこの表の(1)から(10)までにより算定した単位数の 100 分の 74 に相当する単位数	
	<u>オ 介護職員等処遇改善加算（V）</u> <u>(5)</u>	別表第1、別表第2 及びこの表の(1)から(10)までにより算定した単位数の 100 分の 65 に相当する単位数	
	<u>カ 介護職員等処遇改善加算（V）</u> <u>(6)</u>	別表第1、別表第2 及びこの表の(1)から(10)までにより算定した単位数の 100 分の 63 に相当する単位数	
	<u>キ 介護職員等処遇改善加算（V）</u> <u>(7)</u>	別表第1、別表第2 及びこの表の(1)から(10)までにより算定した単位数の 100 分の 56 に相当する単位数	
	<u>ク 介護職員等処遇改善加算（V）</u> <u>(8)</u>	別表第1、別表第2 及びこの表の(1)から(10)までにより算定した単位数の 100 分の 69 に相当する単位数	
	<u>ケ 介護職員等処遇改善加算（V）</u> <u>(9)</u>	別表第1、別表第2 及びこの表の(1)から(10)までにより算定した単位数の 100 分の 54 に相当する単位数	

	<u>コ 介護職員等処遇改善加算（V） (10)</u>	別表第1、別表第2及びこの表の(1)から(10)までにより算定した単位数の100分の45に相当する単位数	
	<u>サ 介護職員等処遇改善加算（V） (11)</u>	別表第1、別表第2及びこの表の(1)から(10)までにより算定した単位数の100分の53に相当する単位数	
	<u>シ 介護職員等処遇改善加算（V） (12)</u>	別表第1、別表第2及びこの表の(1)から(10)までにより算定した単位数の100分の43に相当する単位数	
	<u>ス 介護職員等処遇改善加算（V） (13)</u>	別表第1、別表第2及びこの表の(1)から(10)までにより算定した単位数の100分の44に相当する単位数	
	<u>セ 介護職員等処遇改善加算（V） (14)</u>	別表第1、別表第2及びこの表の(1)から(10)までにより算定した単位数の100分の33に相当する単位数	